

九州大学医学部病理解剖受託規程

平成16年度九大規程第77号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 元年 9月27日
(令和元年度九大規程第56号)

第1条 九州大学医学部（以下「医学部」という。）において受託する病理解剖（以下「解剖」という。）については、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 解剖は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、これを受託することができる。

第3条 解剖を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、別記様式第1号による病理解剖依頼書を学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。

2 学部長は、解剖の受託を決定したときは、依頼者に別記様式第2号による病理解剖承諾書を交付するものとする。

第4条 依頼者は、前条第2項に規定する病理解剖承諾書の交付を受けたときは、解剖料（一体につき275,000円）を原則として前納しなければならない。

2 後納を希望する場合は、あらかじめ学部長の承認を得るものとする。

3 前項の規定により後納の承認を得た場合は、本学が発行する請求書に基づいて支払を行うものとする。

4 既納の解剖料は、還付しない。

5 学部長は、第1項の規定にかかわらず、特に教育研究上必要と認めたときは、解剖料を徴収しないことができる。

第5条 解剖終了後、学部長は解剖所見書を依頼者に交付するものとする。

第6条 この規程に定めるもののほか、解剖の取扱いに関する必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第39号）

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第83号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第120号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第56号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別記様式第1号

第

号

年 月 日

※受理番号第 号

※剖検番号第 号

九州大学医学部長 殿

病院所在地

病 院 名

電話

院 長 名

印

病 理 解 剖 依 頼 書

別紙のとおり下記死亡者の遺族から承諾を得たので病理解剖をお願いします。

記

死亡者氏名 性別 男女 生年月日 年 月 日 歳

臨床診断

(注) ※の項は記入しないこと。

承 諾 書

(死者)

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

死亡年月日 年 月 日

死亡場所

上記の遺体を死体解剖保存法の規定に基づいて、解剖されることを承諾します。

年 月 日

(承諾者)

住 所

郵便番号

電話番号

死者との続柄

氏 名

印

九州大学 殿

別記様式第2号
第

号

年 月 日

受理番号第 号

剖検番号第 号

殿

九州大学医学部長

印

病理解剖承諾書

年 月 日付けをもって依頼のありました死亡者
(性別 男女 生年月日 年 月 日年齢 歳)の病理解剖を下記により承諾し
ます。

記

- 1 解剖料金
- 2 解剖料の納付方法